

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月30日

独立行政法人地域医療機能推進機構  
可児とうのう病院 院長 岸田 喜彦

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 21

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 借入等件名及び数量 レポートシステムに係る調達 一式
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間及び納入期間
  - ①レポートシステムに係る調達及び構築に伴うすべての役務  
契約締結日から令和5年3月31日
  - ②レポートシステム運用保守役務
    - ①における検収を行った翌月1日から6年間
- (5) 納入場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院
- (6) 入札方法 入札金額については、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、器械器具、運搬費、接続費等、保守業務等に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条と第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB、Cの等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) その他 詳細は入札説明書による。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒509-0206 岐阜県可児市土田1221番地5 総務企画課 契約係 渡辺 和美  
電話 0574-25-3113 内線2263

#### (2) 入札説明書等の交付方法

本公告から令和5年2月9日(木)までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで)

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒(レターパック等)を必ず同封すること)にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに郵送すること。

(3) 事前提出書類の受領期限 令和5年2月10日 17時00分

(4) 開札の日時及び場所 令和5年2月17日 10時30分 院内2階小講義室

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した借入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rent : Complete report system  
1 set

(2) Time-limit for tender : 17:00 P.M. February 10, 2023

(3) Contact point for the notice : kazumi watanabe Contract Chief, Accounting  
Division, Japan Community Health Care Organization Kani Tono Hospital, 1221-  
5Dota, Kani-shi, Gifu, 509-0206 Japan, TEL 0574-25-3113

# 機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

可児とうのう病院 院長 岸田 喜彦 殿

住 所 (所在地) :

氏 名 (法人名) :

(代表者名) :

印

電 話 番 号 : ( ) -

E-mail : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院における【レポートシステムに係る調達契約】(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

## (機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

## (機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

## (表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

## (機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、函面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上